（他の団体の意思決定に関与することができる財産）

第六条　法第五条第十八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

［一～六　略］

（公益認定の申請）

第七条　［略］

２　法第七条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第四十九条第一項から第四項までの規定の例により作成した次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日における財産目録

［二～四　略］

３　［略］

第八条　［略］

（軽微な変更）

第九条　法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

［一・二　略］

三　公益目的事業の種類又は内容の変更であって、次に掲げるもの

イ　事業の一部の廃止

ロ　事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、公益認定を受けた法第七条第一項第三号に掲げる事項を記載した書類（変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあっては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類）の記載事項の変更（字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなものを除く。）を伴わないもの

（変更の認定の申請）

第十条　［略］

［２・３　略］

４　前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあっては、当該合併の日から三月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一　当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第四十六条第一項第二号から第十一号まで及び第五十七条第一項第二号に掲げる書類

二　前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第四十六条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

第十一条・第十二条　［略］

（変更の届出）

第十三条　［略］

２　法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　法第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準

三　［略］

３　［略］

第十四条　［略］

（他の団体の意思決定に関与することができる財産）

第四条　法第五条第十五号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

［一～六　同上］

（公益認定の申請）

第五条　［同上］

２　法第七条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第三十一条第一項から第三項までの規定の例により作成した次号に規定する貸借対照表の貸借対照表日における財産目録

［二～四　同上］

３　［同上］

第六条　［同上］

（軽微な変更）

第七条　法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

［一・二　同上］

三　公益目的事業又は収益事業等の内容の変更であって、公益認定を受けた法第七条第一項の申請書（当該事業について変更の認定を受けている場合にあっては、当該変更の認定のうち最も遅いものに係る次条第一項の申請書）の記載事項の変更を伴わないもの

（変更の認定の申請）

第八条　［同上］

［２・３　同上］

４　前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあっては、当該合併の日から三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

一　当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第二十八条第一項第二号並びに第三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる書類

二　前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第二十八条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

第九条・第十条　［同上］

（変更の届出）

第十一条　［同上］

２　法第十三条第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［同上］

二　法第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準

三　［同上］

３　［同上］

第十二条　［同上］